

平成26年1月28日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	受水槽等清掃及び水質検査業務
ボックス番号	③
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り (仕様書は管理課にて配布)
履 行 期 限	平成26年2月28日
見 積 提 出 期 限	平成26年2月3日(月)12:00まで (郵送の場合は1月31日(金)18:00まで)
見積書提出先及び 仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係長 遠藤 克彦
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	別添の「オープンカウンター方式について」を参照

仕 様 書

- 1 件 名 受水槽等清掃及び水質検査業務
- 2 作業概要 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「ビル管理法」という。）等に基づき、受水槽等の清掃及び水質検査を行う。
- 3 作業場所 東京都港区六本木7-22-34
日本学術会議庁舎
- 4 作業実施期限 平成26年2月28日
- 5 対象設備 清掃対象の設備は以下のとおり
 - ①上水系
 - B1階 受水槽（4.5 t）1槽
 - 屋上 高架水槽（3 t）1槽
 - ②下水系
 - B1階 雑排水層（30 t）1槽
 - B1階 汚水槽（35 t）1槽
 - B1階 湧水槽（15 t）1槽
 - B1階 湧水槽（100 t）1槽
 - ③ガソリントラップ
 - B1階 （0.9 t）3槽
- 6 実施条件
 - (1) 受託者は、下記の許可並びに登録を有する者であり、契約時にこれらの許可証の写しを提出できる者であること。
 - ア 一般廃棄物（汚泥）収集運搬業の許可【港区】
 - イ 産業廃棄物（汚泥）収集運搬業の許可【東京都】
 - ウ 建築物飲料水貯水槽清掃業の登録証
- 7 作業内容
 - (1) 上水系水槽の清掃
 - ビル管理法及び水道法等に基づき、槽内の点検及び清掃を行うこと。
 - なお、作業員は、貯水槽清掃業務監督者及び作業実施者の資格を有するものとする。
 - 作業終了時には、受水槽及び末端水道栓で水質の安全を確認すること。
 - ① 受水槽

- ア 使用する照明器具は、防爆形で作業に十分な照度が確認できるものとする。
- イ 槽内に立ち入る時は、火気を厳禁とし換気を十分に行い、安全を確保すること。なお、酸素欠乏症等防止規則第5条に基づき、作業を行う場所の空気を酸素濃度18%以上、且つ硫化水素濃度10ppm以下にすること。
- ウ 作業に使用する清掃機械器具及び作業着については、専用の消毒済みのものを使用する。なお、作業着の着用は現場にて行うこと。
- エ 槽内の壁面、天井及び底面汚れは高圧洗浄を行い、必要に応じてブラッシング洗浄とし、水垢、鉄錆及び油分などの付着物を確実に清掃除去の上、事後それらを清水にて十分に洗い流すこと。
- オ 槽内金属部分に発錆等のある場合は、それを確実に除去清掃し、発錆のおそれがある部分については錆止め補修（塗装）を行うこと。
- カ 槽内は有効塩素濃度50～100ppmの次亜塩素酸ソーダ液をもって消毒し、これを30分の間をおき、2回繰り返すこと。

② 高架水槽

- ア 給水バルブを閉じ、且つ槽内にある処理廃水等が給水されないように十分な措置を行った後、作業を実施すること。
- イ その他は①受水槽の作業要領に準じて実施すること。

(2) 下水系水槽の清掃

ビル管理法及び下水道法等に基づき、槽内の点検及び清掃を行うこと。

① 点検事項

- ア 槽内面の損傷、亀裂などの劣化及び漏水の有無を点検し、マンホールの密閉状態の確認を行うこと。
- イ 水面制御及び警報機能を確認すること。
- ウ 配管の水漏れ、詰まり及び発錆腐食の有無を点検し、防虫網についても同様とする。

② 清掃業務

- ア 使用する照明器具は、防爆形で作業に十分な照度が確認できるものとする。
- イ 槽内に立ち入る時は、火気を厳禁とし換気を十分に行い、安全を確保すること。なお、酸素欠乏症等防止規則第5条に基づき、作業を行う場所の空気を酸素濃度18%以上、且つ硫化水素濃度10ppm以下にすること。
- ウ 槽内の汚水及び残留物を槽外に排除し、壁面・底面はブラシ等を用いて洗浄すること。
- エ 流入管、排出管、水中ポンプ及び通気管の内外物の異物を排除し、必要に応じて消毒を行うこと。
- オ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱（ビルピット対策指導要綱）第6条第2項の規定に基づき、廃棄物処理業の許可を有する者に委託し、マニフェストの交付を経て、適正に処理すること。

(3) 水質検査業務

水質基準に関する省令に定める表に掲げる項目について、ビル管理法施行規則第4条第1項第3号イに基づき10項目の分析を行い、基準に適合することを確認すること。

(4) ガソリントラップ清掃

ア 槽内の汚水及び残留物を槽外に排除し、壁面・底面はブラシ又は高圧水を用いて洗浄すること。

イ 清掃によって生じた油分等は廃棄物として、上記(2)オと同様、適正に処理すること。

8 報 告

請負者は、作業終了後、速やかに作業報告書(写真含む)及び水質検査結果表を提出すること。

9 そ の 他

(1) 実施日については、担当者と協議の上、決定することとする。

(2) 当該作業履行に係る一切の諸費用を計上すること。

(3) 作業終了後、ポンプ、自動制御装置等に異常がないか確認すること。また、各槽に作業用工具等の忘れ物がないか確認すること。

(4) 請負者の責めにより当局の施設及び物品等に損害を与えた場合は、請負者の負担により原状に復すること。

(5) 仕様書に記載はないが、技術上、当然すべき事項については、これを実施するものとする。

(6) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に担当者と協議の上、決定、解釈を図ること。